

大牟田市（企業局）の認定業者の認定手続について（お知らせ）

令和 7 年 4 月

大牟田市契約検査室

本市の競争入札参加者資格の登録においては、I のとおり 4 つの業者区分があり、それぞれ手持ち件数や一般競争入札の参加資格、指名競争入札の指名における参加要件が異なります。

準市内業者のうち、認定業者の認定を受けると、手持ち件数について市内業者と同等の取扱いになります。認定を受けるためには、IV による申請が必要となります。

I 業者の区分

- (1) 市内業者：大牟田市内の本店を登録する業者
- (2) 準市内業者：大牟田市内の支店等を登録し、技術者を 2 人以上有する業者
- (3) 県内業者：上記(1)、(2)以外の業者で、県内に本店又は支店等を登録する業者
- (4) 県外業者：上記(1)～(3)以外の業者で、県外に本店又は支店等を登録する業者
- (5) 認定業者：準市内業者のうち、II で定める資格のすべての要件を備えている業者

II 認定業者の資格要件

- (1) 建設工事の場合
 - ア 準市内業者として継続して 10 年以上の登録年数を有すること
 - イ 大牟田市内の支店等に従業員（技術者を含む。）を 10 人以上有し、そのうち大牟田市在住者が 5 人以上であること
- (2) 測量・建設コンサルタント等の場合
 - ア 準市内業者として継続して 10 年以上の登録年数を有すること
 - イ 大牟田市内の支店等に従業員（技術者を含む。）を 5 人以上有し、そのうち大牟田市在住者が 2 人以上であること

III 認定業者の申請に必要な書類

- (1) 大牟田市認定業者認定申請書
- (2) 認定業者申請用事業所従業員名簿
- (3) 法人市民税申告書の写し

IV 認定業者の認定

申請後、事業所実態調査により確認及び審査し、認定します。

認定業者の認定の期間は、1 年間（8 月 1 日から 7 月 31 日まで）となり、毎年の競争入札参加者資格審査申請の受付期間に申請する必要があります。ただし、年度の途中で認定業者の要件を満たした場合は、随時に認定の申請を受け付けますが、その場合の認定業者の認定の期間は、7 月 31 日までの残期間となります。

なお、認定後に資格要件を満たさなくなった場合は、認定業者の認定を取り消しますので、速やかにその旨を届け出てください。